様式第3号

賃借権又は使用貸借による権利の設定関係【群馬県農業公社→借り手（耕作者）】

捨印を押印してください。

伊勢崎 捨印

借り手情報を記載します。
同意欄には、押印又は自署します。

1．各筆明細

借り手 権利の設定を受ける者(A)	氏名又は名称	伊勢崎 太郎	住所	〒370-0000 伊勢崎市〇〇町555	電話番号	0270-××- 1111	同意欄 ※自署又は押印	伊勢崎
権利の設定をする者	氏名又は名称	公益財団法人 群馬県農業公社 理事長 岸 篤志	住所		電話番号		同意欄 ※自署又は押印	

農地情報を記載します。
（所在、現況地目、面積等）

契約内容を記載します。
（期間、賃料、利用内容、借賃の支払いの相手方等）

権利対象の土地(C)					(B)に設定する権利の内容(D)	(B)から転貸される権利の内容(E)	(D)及び(E)の共通事項(F)					借賃の支払方法(G)	(C)の地域計画区域内外の状況(H)	(E)の権利設定状況(再設定)(I)	備考
所在			現況地目	面積(㎡)	中間管理権を設定する者	転貸を受ける者	始期	存続期間(終期)	権利の種類	利用内容	借賃(円)				
大字	字	地番													
〇〇町		1××	畑	1000	銘仙 一郎	伊勢崎 太郎	令和7年〇月1日	10年 令和17年〇月30日	賃借権	普通畑	6000円/10a	口座	記入の必要はありません。		
〇〇町	△△	2××	田	980	銘仙 一郎	伊勢崎 太郎	令和7年〇月1日	5年 令和12年〇月31日	使用貸借	水田	−				
〇〇町	△△	3××	田	1500	銘仙 一郎	伊勢崎 太郎	令和〇年7月1日	米期 15年 令和〇年10月31日	賃借権	水田	7500円/1筆	口座			期間借地 7月～10月
〇〇町	△△	4××	田	1300	銘仙 一郎	伊勢崎 太郎	令和〇年11月1日	麦期 15年 令和〇年6月30日	賃借権	水田裏作	60kg/10a	現物払い			期間借地 11月～6月
〇〇町		5××	畑	2000の内 1500	銘仙 一郎	伊勢崎 太郎	令和7年〇月1日	5年 令和12年〇月31日	使用貸借	普通畑	−				
〇〇町	△△	6××	畑	600	赤城 ぐんま	伊勢崎 太郎	令和7年〇月1日	10年 令和17年〇月30日	賃借権	普通畑	6000円/10a	口座			
〇〇町	△△	7××	畑	800	赤城 ぐんま	伊勢崎 太郎	令和7年〇月1日	10年 令和17年〇月30日	賃借権	普通畑	6000円/10a	口座			

2．借り手（耕作者）の営農状況 **（記載を省略する場合は右記省略理由に☑チェックを入れてください）** □(H)により記載を省略。 □(I)により記載を省略。 ※太枠は、関係機関の記入欄。

借賃を物納（現金、お米等）で支払う場合には、HPから物納申出書をダウンロードし、一緒にご提出ください。

氏名又は名称	(A)と同様	(A)の農作業に従事する者の配置の状況及び耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(K)				主たる経営作目(L)	世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状				日
		市町村	耕作者氏名	住所地等	耕作面積(㎡)		世帯員	農業従事者			
今回利用権設定面積(J)					農地 ㎡						
			(A)と同様	(A)と同様	採草放牧地 ㎡			農業専従者 ※年間150日以上農業に従事			
田					農地 ㎡		人				台
畑			(A)と同様	(A)と同様	採草放牧地 ㎡						台
その他								農業補助者 ※年間60日以上149日以下農業に従事	人		台
計					計 ㎡						台

豚	頭	コンバイン	台
その他（ ）		田植え機	台
		軽トラック	台

受け手の営農状況を記載します。

（記載注意等）
(1) この各筆明細は、権利の設定を受ける者ごとに別葉とする。
(2) (C)欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きする。な
〇〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる 図面を添付するものとする。
(3) (F)欄の「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借権」のいずれかを記載し、「利用内容」は、賃借権の設定等による当該土地の利用目的（例：水田、普通畑、
「借賃」は、設定又は移転を受ける権利が賃借権である場合に、当該土地の1年分の借賃の額を記載する。物納の場合には、(F)欄の「権利の種類」に「賃借権」、「借賃」に「米〇〇kg」又は「現金〇〇円」と記載する。
(4) (G)欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限（12月）と支払方法（口座）を記載する。物納の場合は、(G)欄の「借賃の支払方法」に物納と記載する。
(5) (H)欄の「(C)の地域計画区域内外の状況」は、目標地図において、(C)に(A)が位置づけられている場合は、(内)、(C)に事後的に(A)を位置付ける見込みの場合は(内・予)、(C)が地域計画区域外のは場合(外)と記載する。
(6) (I)欄の「(E)の権利設定状況（再設定）」は、中間管理事業により期間が空かず継続して権利設定する場合又は、中間管理事業により、期間が空いて再度権利設定する場合は(再)と記載する。その他の場合は(−)を記載する。
(7) 2．借り手（耕作者）の営農状況の記載を省略する場合は該当する省略理由に☑チェックを入れる。（農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第15号）第12条3項）

（機構関連基盤整備事業についての説明）
機構が15年以上の借受け期間を設定した農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

（物納についての説明）
(1) 物納は主食用米または現金による直接支払いとする。
(2) 物納の引き渡しについては、権利を設定する者（公益財団法人群馬県農業公社）を介せず転貸を受ける者（農地耕作者）自らの責任により、毎年12月12日までに直接、中間管理権を設定する者（土地所有者）に対して行う。
(3) 物納による紛争が生じた場合は、当事者となる中間管理権を設定する者（土地所有者）と転貸を受ける者（農地耕作者）が責任をもって協議し解決する。
(4) 転貸を受ける者（農地耕作者）とやむを得ず権利を解除する場合は、中間管理権を設定する者（土地所有者）との権利も解除する。

3．共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下、「本計画」という。）の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）転貸又は譲渡

本計画により賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）を受ける者（以下「農地耕作者」という。）は、賃借権の設定等を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

（2）借賃の増減額請求

農地中間管理機構（以下「機構」という。）及び賃借権の設定又は移転を受ける者は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

（3）借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、機構、農地耕作者が協議して定める額に改訂する。

（4）遅延損害金

ア 農地耕作者は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、機構に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、法廷利率で計算して得た額とする。

（5）借賃の支払猶予

機構は、農地耕作者が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

（6）借賃の減額

ア 賃借権の目的物が農地である場合で、目的物の農地耕作者から機構に対して農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法609条の規定に基づく借賃の減額請求があった場合には、機構は土地所有者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、機構及び農地耕作者が協議して定める。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、農地耕作者の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて機構及び農地耕作者が協議して定める。

（7）修繕及び改良

ア 機構は、農地耕作者の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他機構において修繕することができない場合で機構の同意を得たときは、農地耕作者が修繕することができる。この場合において、農地耕作者が修繕の費用を支出したときは、機構に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 農地耕作者は、機構の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には機構の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

（8）附属物の設置等

ア 農地耕作者が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、機構の同意を得る。

また、農地耕作者が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、農地耕作者は当該附属物を収去する義務を負う。

イ 機構は、アの同意を行う場合には、事前に農地耕作者が附属物の設置を行うことについて土地所有者の同意を得るとともに、農地耕作者に対してアの同意をする旨の通知を行う際には農地耕作者が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを併せて通知する。

また、農地耕作者が機構及び土地所有者の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、農地耕作者は土地所有者に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、機構は土地所有者に対して収去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、機構及び農地耕作者は収去の義務を負わない。この場合、農地耕作者が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、農地耕作者は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。

（9）租税公課等の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、農地耕作者が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、転借人が負担する。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、農地耕作者が負担する。

（10）賃貸借又は使用貸借の解除

1の各筆明細に定める機構による賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは、機構は当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 当該農作業を適正に行っていないと認められるとき。

ウ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

エ 農地法6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。

オ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。

カ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

（11）賃貸借又は使用貸借の終了

本計画の定めるところにより、賃借権の設定等が行われた土地が、天災地変その他、機構及び農地耕作者並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃借権又は使用貸借は終了する。

（12）目的物の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、農地耕作者は、その終了の日から30日以内に、機構に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（8）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、農地耕作者は、原状回復の義務を負わない。

（13）賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

機構及び農地耕作者は、本計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、機構、農地耕作者、及び群馬県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

（14）権利取得者の責務

ア 農地耕作者は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 農地耕作者は、機構から「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成25年法律第101号）第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、機構に報告しなければならない。

（15）機構関連基盤整備事業の実施

機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

（16）その他

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、機構、農地耕作者及び群馬県が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

改良費又は改良工事	機構及び農地耕作者並びに土地所有者の費用に関する支払い区分の内容	機構及び農地耕作者の支払額について土地所有者が償還すべき額及び方法	備考

別表2

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考